

三春町告示第121号

令和2年12月三春町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和2年11月20日

三春町長 坂本 浩之

- 1 日 時 令和2年12月1日(火) 午前10時
- 2 場 所 三春町議会議場

令和2年12月1日三春町議会12月定例会を三春町議会議場に招集した。

1 応招議員・不応招議員

1) 応招議員（16名）

1番 本田 忠良	2番 橋本 善次	3番 井上 聡
4番 新田 信二	5番 山崎 ふじ子	6番 鈴木 利一
7番 佐藤 一人	8番 三瓶 文博	9番 松村 妙子
10番 篠崎 聡	11番 佐久間 正俊	12番 橋本 善一郎
13番 影山 常光	14番 陰山 丈夫	15番 影山 初吉
16番 佐藤 弘		

2) 不応招議員（なし）

2 会議に付した事件は次のとおりである。

議案第70号 三春町議会議員及び三春町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

議案第71号 三春町一時預かり事業に関する条例の制定について

議案第72号 三春町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

議案第73号 三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第74号 三春町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第75号 三春町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第76号 三春町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

議案第77号 令和2年度三春町一般会計補正予算（第5号）について

議案第78号 令和2年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第79号 令和2年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

議案第80号 令和2年度三春町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第81号 令和2年度三春町病院事業会計補正予算（第3号）について

議案第82号 令和2年度三春町下水道事業等会計補正予算（第1号）について

《議員提出議案》

発議第14号 町長の専決事項の指定についての議決について

令和2年12月1日（火曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

2番 橋本善次	3番 井上 聡	4番 新田信二
5番 山崎ふじ子	6番 鈴木利一	7番 佐藤一八
8番 三瓶文博	9番 松村妙子	10番 篠崎 聡
11番 佐久間正俊	12番 橋本善一郎	13番 影山常光
14番 陰山丈夫	15番 影山初吉	16番 佐藤 弘

2 欠席議員は次のとおりである。

1番 本田忠良

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長 佐久間 孝夫 書記 橋本 和宜

4 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	坂本浩之
副町長	佐藤知憲

総務課長	伊藤 朗	財務課長	菊田誠子
住民課長	遠藤信行	企画政策課長	宮本久功
税務課長	荒井公秀	保健福祉課長	佐久間美代子
子育て支援課長	影山清夫	産業課長	永山 晋
建設課長	新野恭朗	会計管理者兼 会計室長	安部良明
企業局長	村田浩憲		

教育長	添田直彦	教育次長兼 教育課長	本間 徹
生涯学習課長	藤井 康		

農業委員会会長	松崎正夫
---------	------

代表監査委員	村上 弘
--------	------

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 令和2年12月1日（火曜日） 午前10時00分開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案の提出
- 第5 町長挨拶並びに提案理由の説明
- 第6 議員提出議案の趣旨説明

- 第 7 議案の質疑
- 第 8 議案の委員会付託
- 第 9 陳情事件の委員会付託

6 会議次第は次のとおりである。

(開会 午前10時00分)

○議長 おはようございます。執行側や議員が演壇等で発言する際は、十分な距離が確保されていることから、マスクを外して発言することを許可します。

○議長 会議に先立ち報告します。1 番本田忠良議員より、体調不良により本日の本会議を欠席する旨の届け出がありましたので、報告します。

ただいま出席している議員は15名であります。したがって、地方自治法第113条に規定する定足数に達しており、会議は成立しました。

…………… 開 会 宣 言 ……………

○議長 それではただいまから、令和2年12月三春町議会定例会を開会します。

お諮りします。本定例会の議事日程は、お手元に配布した令和2年12月三春町議会定例会議事日程のとおりとすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって配布の議事日程のとおり決定しました。

…………… 会議録署名議員の指名 ……………

○議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、12番橋本善一郎議員、13番影山常光議員のご兩名を指名します。

…………… 会 期 の 決 定 ……………

○議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より12月7日までの7日間といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より12月7日までの7日間と決定しました。

なお、会期日程につきましては、配布いたしました日程表のとおりといたしますので、ご了承願います。

…………… 諸 般 の 報 告 ……………

○議長 日程第3、諸般の報告をします。

地方自治法第121条第1項の規定に基づき、本日の執行側からの出席者は、配布してある届出の写しのとおりであり、議場の席次については、配布してある「議場席次図」のとおりであります。

また、出納検査の結果について、監査委員より、令和2年度第6回、第7回、第8回の出納検査報告がありましたので、その写しを配付しましたから、ご了承願います。

次に、定期監査の結果について、監査委員より、定期監査の結果について報告がありましたので、その写しを配付しましたから、ご了承願います。

…………… 議案の提出 ……………

○議長 日程第4、議案の提出を行います。

提出議案は、配付しました、議案第70号「三春町議会議員及び三春町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について」から、議員提出議案発議第14号「町長の専決事項の指定についての議決について」までの14案件であります。

…………… 町長挨拶並びに提案理由の説明 ……………

○議長 日程第5、町長挨拶並びに提案理由の説明を求めます。

坂本町長。

○町長 おはようございます。12月定例会の開会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

昨年9月に町長に就任してから、1年2か月あまりが経過いたしました。この1年余りを振り返りますと、就任直後には、甚大な被害をもたらした台風19号の対応にあたり、各地域での避難所開設や被害を受けた道路などの復旧にあたりました。

あらためて、地域防災力の強化の必要性を認識し、今後のまちづくりの指針となる三春町長期計画の後期基本計画の策定では、地域防災力の強化の観点から「地区防災計画や国土強靱化計画の策定・推進」を位置付けたところであります。

また、後期基本計画の策定では、「サロン事業を含め地域での支え合い活動を進める協働のまちづくり」や「子育て環境の充実に向けた幼稚園・保育施設の再構築」、「高等学校との連携による地域の活性化」など位置づけ、町民や議会の皆様と今後のまちづくりの指針を共有させていただきました。

先日は、協働のまちづくりの取組みとして、まちづくり協会と連携した「町民が町政運営に適切に参画できる仕組みづくり」について、議会にも提案をさせていただいたところです。

また、現在も続く、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う対応では、臨時会による予算編成を2回行ったところであり、新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない中ではありますが、今後も、就任時から申し上げている町民・議会・町が一体となったまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、あらためて、ご協力をお願いしたいと思います。

次に、現下の情勢についてですが、新型コロナウイルス感染症について、全国的に第3波と思われる感染者の急増が見られ、福島県においても感染者が増加している状況となっています。これからの冬期間に向け、町民の皆様には、感染防止のため、新しい生活様式による行動を徹底していただくとともに、町としては、検査体制や感染者の差別などに対する相談体制などを充実してまいりたいと考えております。

次に、田村広域行政組合の解散に伴う対応についてですが、田村市から11月5日付けでごみ処理計画が示されたところであり、町のごみ処理計画について、今後も様々な対応や検討を進めていく必要があります。

次に役場庁舎新築工事についてですが、来年度の開所に向け工事を進めているところであり、今後、移転業務の事業者をプロポーザル方式により選定する予定であります。

また、子育て世帯や若者の定住促進を目的とした平沢四合田住宅団地の宅地分譲についてですが、モデル住宅を除き、完売まで残り1区画の状態となっております。

それでは、今定例会に提案しました議案につきまして、その概要を説明いたします。「条例の制定について」2議案、「条例の一部改正について」5議案、さらに「補正予算について」6議案の計13議案であります。それらの説明につきましては、配布いたしました議案書、議案説明書のとおりであります。

慎重に審議されまして、全議案可決くださいますよう、お願い申し上げます。

今年も、議会をはじめ、多くの町民の方々のご支援ご協力を賜りましたことに、改めて衷心より感謝申し上げ、12月定例会開会にあたっての挨拶といたします。

……………**議員提出議案の趣旨説明**……………

○議長 日程第6、議員提出議案の趣旨説明を求めます。

議会運営委員会委員長。

○議会運営委員長

発議第14号「町長の専決事項の指定についての議決について」

提案の趣旨は、三春町議会が令和3年1月から通年議会制度に移行することになり、三春町議会の権限に属する事項中、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、三春町長の専決処分事項を指定するものです。

令和2年12月1日提出

提出者 三春町議会 議会運営委員会委員長 山崎ふじ子

以上提案するものであります。

ご審議のうえ、可決くださるようよろしくお願いいたします。

……………**議案の質疑**……………

○議長 日程第7、会議規則第37条の規定により、提出議案に対する質疑を行います。

これは、議案第70号から発議第14号までの提案理由の説明に対する質疑であります。

○議長 議案第70号「三春町議会議員及び三春町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

議案第71号「三春町一時預かり事業に関する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

議案第72号「三春町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

議案第73号「三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

議案第74号「三春町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

議案第75号「三春町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題としま

す。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第76号「三春町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第77号「令和2年度三春町一般会計補正予算(第5号)について」を議題とします。
歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第78号「令和2年度三春町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第79号「令和2年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第80号「令和2年度三春町介護保険特別会計補正予算(第2号)について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第81号「令和2年度三春町病院事業会計補正予算(第3号)について」を議題とします。

資本的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第82号「令和2年度三春町下水道事業等会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

資本的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

発議第14号「町長の専決事項の指定についての議決について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

..... 議案の委員会付託

○議長 日程第8、議案の委員会付託を行います。

ただいま、議題となっております議案第70号から発議第14号までは、配付しました議案付託表のとおり、各常任委員会に付託、並びに全員協議会において審査することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会に付託、並びに全員協議会による審査とすることに決定しました。
なお、付託以外の議案についても、各常任委員会において審査されますようお願いします。

..... 陳情事件の委員会付託

○議長 日程第9、陳情事件の委員会付託を行います。

陳情事件第5号「国の制度として『20人程度学級』を展望した少人数学級の実現を要望する意見書の提出を求める陳情書」の委員会付託につきましては、配付しました、陳情事件文書表のとおり、付託することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、陳情事件文書表のとおり、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

..... 散会宣言

○議長 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

これにて散会します。ご苦労様でした。

(散会 午前10時15分)

令和2年12月2日（水曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1番 本田 忠良	2番 橋本 善次	3番 井上 聡
4番 新田 信二	5番 山崎 ふじ子	6番 鈴木 利一
7番 佐藤 一人	8番 三瓶 文博	9番 松村 妙子
10番 篠崎 聡	11番 佐久間 正俊	12番 橋本 善一郎
13番 影山 常光	14番 陰山 丈夫	15番 影山 初吉
16番 佐藤 弘		

2 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長 佐久間 孝夫 書記 影山 寛子

3 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	坂本 浩之
副町長	佐藤 知憲

総務課長	伊藤 朗	財務課長	菊田 誠子
企画政策課長	宮本 久功	子育て支援課長	影山 清夫
産業課長	永山 晋		

教育長	添田 直彦	教育次長兼 教育課長	本間 徹
-----	-------	---------------	------

4 議事日程は次のとおりである。

議事日程 令和2年12月2日（水曜日） 午前10時00分開会

第1 諸般の報告

第2 一般質問

5 会議次第は次のとおりである。

（開会 午前10時00分）

○議長 おはようございます。

開会に先立ち、傍聴者の皆様へ申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策として、マスクをつけての傍聴にご協力をお願いします。

なお、質問者及び答弁者がそれぞれ演壇等で発言する際には、十分な距離が確保されていることから、マスクを外して発言することを許可しておりますので、ご理解をお願いいたします。

携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードに設定していただきますよう、お願いをいたします。

傍聴されている皆さんには、一般質問を聞いてのアンケートのご協力をお願いしております。お帰りの際には、アンケート回答回収ボックスに提出してくださるようお願いをいたします。

ただいま出席している議員は16名であります。したがって、地方自治法第113条に規定する定足数に達しており、会議は成立しました。

本日は、5名の議員が登壇し、一般質問を行いますので、どうか時間の許す限り傍聴くださるようお願いを申し上げます。

……………・開 会 宣 言 ・……………

○議長 ただいまから本日の会議を開きます。

……………・諸 般 の 報 告 ・……………

○議長 日程第1、諸般の報告をします。

地方自治法第121条、第1項の規定に基づき、本日の執行側からの出席者は、配付してある届出の写しのとおりであり、議場の席次については、配付してある議場席次図のとおりであります。

……………・一 般 質 問 ・……………

日程第2により、一般質問を行います。

一般質問は、会議規則第52条の規定により、一問一答方式で質問席において行います。質問事項は、質問と答弁がよくかみ合う議論となるよう、事前通告制をとっております。また、質問時間は会議規則第58条の規定により、質問者1人につき、質問時間で30分以内の時間制限であります。

それでは、通告による質問を順次許します。

○議長 5番山崎ふじ子議員、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○5番（山崎ふじ子議員） さきに通告しました3件について質問をいたします。

まず、1件目、中学校における男女の区別と制服のあり方について。

昨年、発表されたグローバル・ジェンダー・ギャップ指数は、世界153か国中、日本は121位でした。2018年は110位、2006年には80位で、このギャップ指数というのは、男女の格差の大きさを国別に比較したもので、経済、教育、健康、政治の4分野のデータを基に算出されております。

日本は、121位ということで、世界から遅れをとっている現状が分かるかと思えます。

ジェンダーフリーの先進国は、北欧諸国です。女性の労働や就業率も高く、管理職や議会などでも男性と同様か、それ以上に女性が活躍している国もあります。

フィンランドでは、35歳で首相となったサンナ・マリンさんがおられます。そんな男女平等を実現している国々では、幼少期より男女のギャップをなくす取組みがされております。

学校生活では、h eとかs h eなどの性別を示す代名詞などでは呼ばない。子供の将来の夢を性別で決めつけないといったルールが定着しているそうです。

北欧では、このように平等であることや人権の尊重など様々な角度から命や体の大切さを学べるようなジェンダーフリー教育が浸透しているそうです。

それに基づきまして質問いたします。

まず1点目、入学式、卒業式やその他の行事において、男女を分ける必要があるのか。現在は分かれている状況ですね。生年月日順や五十音順でランダムに男女がまざっていることのほうが自然ではないでしょうか。

2点目、制服について、男子は詰め襟、女子はスカートと強制的に決められていますが、それを苦痛に感じる生徒はいます。上着をブレザータイプにし、スラックス、スカートを選ぶように制服の種類を増やす必要があるかと思えます。

また、むしろ制服が必要なのか検討すべきではないかと考えます。いかがでしょうか。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○**教育長** 1点目のご質問についてお答えをいたします。

入学式、卒業式における新入生、卒業生の並び順につきましては、児童生徒名簿を基に作られております。従来、小中学校では男子を先にした名簿を採用しておりましたが、男女共同参画の考え方を受け、現在では、生年月日順、五十音順の男女混合名簿が増えてきております。

三春町では、事務処理上の理由から1校だけが男女別の名簿を採用している状況にあります。また、中学校におきましては、入学式、卒業式で、男女に分かれて混声合唱を行うなどの必要性から、男女別の並び順を採用することがありますが、男女混合による活動を推進するために、混合名簿、さらには並び順の活用を各学校と検討して参りたいと考えております。

2点目の質問にお答えいたします。

現在、町内の2つの中学校では、それぞれ制服を採用しています。特に、平成25年に4つの中学校が再編し開校した現在の三春中学校では、開校準備委員会に制服検討委員会が設置され、教員、保護者が話し合い、生徒も含めた関係者の合意形成の下に現在の制服が採用された経緯があります。その後、制服についての要望は寄せられてはおりません。

制服の種類を増やすことや廃止することなどは、経済的な視点からの保護者の負担の検討も必要であります。学校と保護者や関係者の皆様とともに、慎重に検討していく必要があると考えております。

○**議長** 質問があればこれを許します。

山崎ふじ子議員。

○**5番（山崎ふじ子議員）** 制服についてですが、三春中学校の合併のときに苦勞なさって決めていたということは、よく分かりました。

強制的にという強い言葉で表現いたしました。生徒の立場で考えますと、決められたもの、逃れられないものでありますよね。毎日、身につけるもので、スカートをはく、詰め襟の制服を着るということは、もうジェンダーを植えられている、毎日毎日植えられている状況であるとも考えられます。

郡山市の名門、これは高校ですが、安積高校は二十数年前の合併のとき、共学にしたときに制服を廃止した経緯があります。保護者の皆様のご意見とか、子供さんたちの声を聞く取組みをしていただき、制服についても一度考えるような機会を設けていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○**議長** 当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○**教育長** お答えいたします。

生徒の側から考えますと、それぞれ制服については思うところがあるのですが、現在の制服に関して、現在のところ、中学校に照会をかけたところ、三春中学校でも、その制服をなくしてほしいとか、あるいはこの制服が着ることが苦痛だという生徒の声をじかに教職員が聞いておるといような事実が現在のところがございますので、もしそんな事実が出てきた場合については、一人一人に寄り添って、事細かに、今思うところを聞き取っていくところから始めたいとは思いますが、現在のところはそういう声が、今のところ寄せられていないということの現状でございますので、先ほど答弁させていただいたとおりというふうにお答えいたします。

○**議長** 質問があれば、これを許します。

山崎ふじ子議員。

○5番(山崎ふじ子議員) 制服のことは、分かりました。

私自身も、今まで男だから、女だからという概念について、余り考えずに日常会話をしたり、行動をとったりしてきました。ジェンダーフリーだから、考え方を変えていかなければならないと思っても、今までずっと培ったものという思考から、たやすく逃れられることはできません。

未来を生きる子供たちには、ジェンダーにとらわれることなく、自分らしい生き方を見つけて行ってほしいと思います。

そのためにも、子供たちの周りにあるジェンダーについて少しずつ見直していく必要があると思います。一歩ずつだとは思いますが、そういった考え方に基づいて、教育の場面で実行していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 お答えいたします。

現在、三春町の小学校、中学校では、SDGsの学びを大切に取り上げて学びを進めております。

SDGsの目標5番には、ジェンダー平等を実現しようという学びが位置づけられております。

ジェンダーギャップの指数149か国中110位というような具体的データも子供たちに示しながら、男だから女だからということではなく、一人の人間として、互いに尊重し合うことが大事だということは、学校教育の根幹に据え、道徳教育や、それは様々な活動の中の中心に据えて考えてきておりますので、これは、ぜひ今後とも大事に取り扱っていききたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長 質問があれば、これを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○5番(山崎ふじ子議員) 第2の質問に移ります。

中学校におけるLGBTに対する配慮や対応について伺います。

LGBTとは、お手元に配付しました資料をぜひご覧いただきたいと思います。

様々なセクシャルマイノリティの頭文字をとって構成されている呼び方です。L、レズビアン、G、ゲイ、B、バイセクシャル、T、トランスジェンダーのことです。

2015年4月に性同一性障害にかかわる児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等について文部科学省から全国の学校に通知がされています。

性同一性障害だけでなく、セクシャルマイノリティの子供たちにきめ細やかなの配慮をするようにという通達であります。

そこで、1点目、更衣室、トイレ、水泳の授業など、LGBTの生徒に配慮や工夫がされているのか、伺います。

2点目、啓蒙活動について取り組まれているのか。LGBTの方々は、人口の約5%から8%存在すると言われております。LGBTの方々の不登校や自殺は、そうでない方に比べ多いことが分かってきています。

カミングアウトを多くの人にすればするほど、自殺率が高くなってきており、生きづらい

社会であることが理解できると思います。

LGBTに対する配慮や理解は、基本的人権を守る大切なことであり、図書館に関連する本を置く、目立つところにレインボーリボンのポスターを貼る。保健室を活用するなど、「学校に来ていいんだよ」「ここにいていいんだよ」というメッセージが大切重要であります。

このような取組みがされているのか、伺います。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 1点目のご質問についてお答えいたします。

LGBTに対する配慮につきましては、平成27年に文部科学省から「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施について」という通知が発出されております。

この通知に基づき、学校現場では、配慮が必要な児童生徒に対する準備を想定しております。

例えば、ご指摘の更衣室の使用については保健室など、トイレについては職員用トイレなどを使用し、他の児童生徒と一緒にならないよう配慮することを、水泳の授業におきましては、男子でも上半身が隠れる水着の着用を認めるなど、児童生徒の特性に配慮した対応を考えて参りたいと考えております。

2点目のご質問についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、LGBTの尊重は、個人の尊厳と性の多様性に係る極めて大切な考え方であると認識しております。今後、保健体育や道徳の教科書の中でも性の多様性は、教材として取り上げられ、認知が進むものと思われま。

一人一人の個性を大切にする三春の教育においても、真摯に取り組んで参りたいと考えております。

配慮が必要な児童生徒が、担任をはじめ、養護教諭、スクールカウンセラーなど話しやすい教員に気軽に相談できる体制づくりを進めるとともに、児童生徒の困り感に気づき寄り添うことができる体制や環境をつくるよう努めて参ります。

様々な特性を持った児童生徒が互いを尊重し、多様性を認め合い、支え合う活動を通して、どの子も自分自身が大切な存在であると感じることができる教育環境の実現に努めて参りたいと考えております。

そのために、おただしの中にありますように、関係図書や配置や啓発用ポスターの掲示など、学校とも協議しながら、できることから対応して参りたいと考えております。

○議長 質問があれば、これを許します。

山崎ふじ子議員。

○5番(山崎ふじ子議員) 生徒から相談があった場合、一人の職員で抱え込むのは大変困難というか、大変な状況に陥ることがあります。対応が難しい内容ですので、最低3人の職員でフォローし合うということが理想、望ましいそうです。

こういった体制がとれる状況にあるのか、伺います。

○議長 当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 生徒指導、つまり一人一人の関わりは、チームで行うということが今学校で一番大切にされていることです。

一人の生徒に対して、学級担任あるいは養護教諭、スクールカウンセラーあるいは管理職を含めたチームでどう対応していけばいいのか。そして、その協議の中で、その一人一人

が置かれている状況について、十分創造力を働かせてしかるべき対応をとるということは、今、三春の教育の基本として据えていることでもありますので、3人以上の対応は可能というふうにお答え申し上げます。

○議長 質問があれば、これを許します。

山崎ふじ子議員。

○5番（山崎ふじ子議員） トランスジェンダーの方にとって、水泳の授業が大変苦痛だとか、水着になるということが、つらい状況にあるということが言われております。

どうしても水着になれない生徒さん、女子の場合は生理がありますので、生理なのでプールに入りたくありませんとか、いろんな理由をつけて水泳の授業を拒否されている方もいると思うんです。

そういった中で、水泳の授業をほかの補習などの別メニュー、違う補習で単位を認めるということは考慮できないのか、伺いたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 先ほどご説明申し上げましたとおり、水泳という学びについては、様々なところで大きな配慮が必要であるというふうに考えております。

現在でも、子供の体調や精神面を大切に取り扱って、その子に応じた参加ができるような配慮をして、学習を進めているということになりますので、先ほどご質問された内容につきましては、水泳だけが、その評価の対象ということではありませんので、幅広いその学びの中から、児童生徒の評価がなされるということと考えていただければ、水泳だけが不利益をこうむるということは、ないというふうにお答え申し上げたいと思います。

○議長 質問があれば、これを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 第3の質問を許します。

○5番（山崎ふじ子議員） 3件目の質問に移ります。

三春の里農業公園「田園生活館」のリニューアル事業について伺います。

三春の里は、町の観光の拠点であります。お風呂や宴会場、また、季節の野菜苗や花市など、かごーの新鮮な野菜が販売されていたりと、我が家でも遠くからお客様が来ると案内をし、食事をしたり、また、小さな子供たちは、遊具で遊んだりして、私自身の生活にも欠かせない施設となっております。同じように思ってくださいる方はたくさんいると思います。

さらに、たくさんの方に訪れて利用していただくために、今回のリニューアルを機に次の3点に取り組めないか、伺います。

1点目、三春の里の入り口あたりの丘より、すばらしい夕日が見られます。展望台を作り訪れる方に楽しんでもらえないでしょうか。

2点目、アスレチック側のトイレが冬期間使用できない状況であります。トイレがありますと安心でありますし、年間を通して訪れてもらえるように家族連れの方が使いやすい年中使えるトイレに改修できないか、伺います。

3点目、リニューアルを機会に新しい名前ですね、例えば、こまりんの住む里とか、湖の里など、ちょっとこう身近に感じていただけるような名前を公募し、広くリニューアルを知っていただいて、集客に親しみやすい名前に変えて、集客を図ってはいかがかと思います。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 三春の里農業公園「田園生活館」のリニューアル工事につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者が大きく減少している状況の中、今後は、感染症の終息を見据えながら、地域の経済対策として施設利用者の回復と増加を図っていく対策が必要であり、また、建築から26年が経過した施設の老朽化への対応や利便性などの向上を目的とするものでございます。予定している主な工事は、田園生活館本館の施設改修、駐車場の拡張などがあります。

1点目の展望台の設置について、ご指摘のあった箇所につきましては、郡山市が遠望できるスポットであると認識しておりますが、当該箇所は利便性向上を図るための本館北側駐車場拡張を計画しているエリアであり、整地などの工事を予定しておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

2点目のトイレについてですが、現在、冬季間は設備の凍結防止のため閉鎖しておりますが、来年度以降、通年で使用できるよう改修を進めてまいりたいと考えております。

3点目の名称についてですが、三春の里農業公園「田園生活館」は、農村交流促進と豊かな田園生活体験の場として平成6年に整備した施設であります。当初の設置目的以外にも様々な機能を併せ持つ施設であることから、施設の愛称などについては、指定管理者である三春まちづくり公社とともに検討してまいります。

○議長 質問があれば、これを許します。

山崎ふじ子議員。

○5番（山崎ふじ子議員） 夕陽の絶景は、本当にすばらしく、活用しないのはもったいないなと思っております。

特に、秋から冬にかけて、空気の澄んだ日には、北は安達太良山、南は茶臼岳、西の奥のほうには磐梯山の三角頭が見通せ、安積平野が一望できます、すばらしいロケーションです。

場所の問題があるかと思っておりますが、1坪程度の展望台と鐘などを用意して、夕陽に包まれて愛を誓うなど、秋冬の集客に向けて利用できるものが造れると思っております。

わずかな予算で造れるようなものだと思いますので、どこか、いい場所を見つけて、ぜひ造っていただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

永山産業課長。

○産業課長 再質問に対してお答えいたします。

眺めのよい場所、それがなくなることに対するご懸念、それにかわる場所、展望台等の設置の予定はないのかというおただしであります。ご承知のように隣接しております、さくら湖自然観察ステーション、そちらの敷地内においても、同様の眺望が可能なビューポイント、そういったものもございます。

あわせて、休息可能なあずまやなども整備されております。今後はこちらのほうの利活用等を考えておりますが、まちづくり公社とは、各種協議今後とも進めて参りますので、その案内、周知、そういったものに関しましても検討できればと、現在考えているところでありますので、ご理解をお願いいたします。

○議長 質問があれば、これを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 以上で、5番山崎ふじ子議員の質問を終結します。

○議長 10番篠崎聡議員、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○10番(篠崎聡議員) ただいま議長よりお許しをいただきましたので、通告の内容に基づきまして質問させていただきたいと思えます。

私たちの住む三春町は、子育てのしやすいところからも、住みよいまちづくりを目指していると思えます。

その中でも、父親の育児の実態についてお伺いしたいと思えます。

それでは、第1の質問をいたします。

1点目、平成31年2月の町の調査で、夫婦で子育てしている人と、父親が子育てをしているという保護者の割合が54%を超えているという結果が出ておりました。

ということは、男親の半数以上が何らかの形で子育てに参加していることだと思えます。

昨今、諸般の事情により、在宅勤務、テレワークなどの増加から、男親の方が子育てに関わる頻度も高くなってきていると思えます。

町としましても、ペアレント・トレーニングなどは実施しているということですが、実施の実情と、あと男親がどのぐらい参加しているのかを教えてくださいたいと思えます。

2点目、お子さまが産まれる前の父親に特化した子育てトレーニングをしているのかといったことと、こういった時期ですので町として何らかの事業を開催する予定があるのかというのを伺いたいと思えます。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 第1の質問にお答えします。

町が実施している保護者向けの子育て研修会「ペアレント・トレーニング」への父親の参加状況であります。直近3か年の実績で申し上げますと、受講者総数41名中、1名のみでありました。

厚生労働省の調査によりますと、男性の育児休業取得率は増加傾向にあるものの、昨年度は、わずか7.48%で、女性の83%と比べると、依然低い状況でございます。

男性の育児参加を促すには、「男性は仕事、女性は育児」といった性別役割分業の意識を変えていく必要があると町としても思っております。

今後は、医療機関が実施している父親学級とは別に、父親がより参加しやすい事業を、現在実施している事業内容の見直しを含め、検討いたします。

○議長 質問があれば、これを許します。

篠崎聡議員。

○10番(篠崎聡議員) ペアレント・トレーニングと言いながら、過去3年間で男親の出席が1名しかなかったということで、非常に参加が少なかったということですが、町当局では、その件について何も疑問は持たなかったのでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

影山子育て支援課長。

○子育て支援課長 お答えいたします。

41名中1名だけの参加ということで、大変、父親の育児に対する関心、参加が低いということで、認識はしております。

ただ、最近は、妊娠届とか、あとは乳幼児健診ですね。こちらのほう開催をしますが、月件数で言いますと、大体妊娠届7件ほど、あとは乳幼児健診につきましては二十数件、数組ということで、割合としては、最近のご夫婦そろって参加してきていただける件数も割合も

増えてきております。ただ、まだまだ足りない状況でありますので、先ほどの答弁のとおり、今後も父親の育児参加ということで、いろいろな事業の見直しも含めて検討して参りたいと考えております。

以上です。

○議長 質問があれば、これを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○10番(篠崎聡議員) それでは、第2の質問をさせていただきます。

今年の妊娠届出の状況についてお伺いしたいと思います。

1点目ですけれども、一部の報道によりますと、今年の5月、7月の妊娠届出の件数が全国的に1割を切っているという報道がありました。三春町では、昨年同期と比べて増えているのか、減っているのか、お教え願いたいと思います。

2点目、今年は、学校の全国休業要請などにより、10代の望まない妊娠が増加したという情報もありました。三春町では、そのような傾向が見られたのか、お教え願います。

3点目ですけれども、今年の出生届出数は、昨年同期と比べ増えているのか、減っているのか、お教え願いたいと思います。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 第2の質問にお答えします。

1点目の妊娠届出件数の比較ですが、昨年5月から7月までの3か月間の届出件数は19件でありました。今年は14件であり、昨年と比較して、件数で5件、割合で26.2%減少しております。

なお、今年8月以降10月までの3か月間の届出件数は22件で、昨年と比較して、件数で3件、割合で15.8%増加しており、復調傾向にあるものとみています。

2点目の10代の望まない妊娠の動向についてですが、これまでに10代の妊婦から、妊娠の届出や相談はなく、また、医療機関から具体的情報も寄せられておりません。なお、この件に関しましては、望まない妊娠であるため、出産に至らないケースもある極めて匿名性の高い事案であり、現時点において、町が独自に傾向を把握することは困難であるというのが実情です。

3点目の出生数の動向ですが、昨年4月から10月までの7か月間の出生数は58名。今年は、4名少ない54名となっております。参考までに、昨年度1年間の月平均の出生者数は7.9人でした。今年度は10月までの実績で0.2人少ない7.7人であり、今後の動向にもよりますが、現時点では、ほぼ同数であると考えております。

○議長 質問があれば、これを許します。

篠崎聡議員。

10番(篠崎聡議員) 今年の5月、10月の妊娠届出数は、昨年同時期と比べてマイナス2件ということでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

影山子育て支援課長。

○子育て支援課長 お答えいたします。

昨年、令和元年度ですが、5月から10月までの6か月で38件で、今年は5月から10月までの6か月で36件でマイナスの2件で間違いございません。

以上です。

○議長 質問があれば、これを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 以上で、10番篠崎聡議員の質問を終結します。

○議長 9番松村妙子議員、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○9番(松村妙子議員) 議長の許可を得ましたので、さきに通告しました2件について質問をさせていただきます。

1件目、ふるさと納税についてであります。

ふるさと納税と返礼品についてであります。

ふるさと納税については、これまでも何名かの議員が質問をしてまいりました。改めて納税の意義について3点ほど簡単ではありますが説明をさせていただきます。

1つ目には、納税者が寄附先を選択できるということです。

2つ目には、お世話になった地域、応援したい地域に力になれるということであります。

3点目、自治体間の競争が促進されるということになっております。

そこで、4点について質問をさせていただきます。

1点目、近年の納税実績と件数について。

2、ふるさと納税寄附金の使い道について。

3、返礼品として、新たに町として取り組まれたことは何か。

4点目、返礼品として、新たにお墓の管理サービスを取り入れてはどうか、お尋ねいたします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 第1の質問にお答えいたします。

1点目のふるさと納税、三春町では、ふるさと三春町応援寄附金と称しておりますが、その実績につきましては、直近の3年では、平成29年度が75件で985万3,000円、平成30年度が80件で511万6,500円、令和元年度が84件で742万5,000円となっております。

2点目の寄附金の使い道ですが、寄附を頂く際に、次の6つの事業の中から使い道を指定していただいております。

一つ目が「自然環境の保全」、二つ目が「子育て支援、少子化対策、青少年育成」、三つ目が「保健、医療、福祉の充実」、四つ目が「観光、農林業、商工業の振興」、五つ目が「滝桜の保護、周辺整備」、六つ目が「新型コロナウイルス感染症対策」であります。寄附をいただいた方々の意向を尊重して予算に反映させていただいております。

3点目の返礼品に関する新たな取組みについてですが、これまでは、米、お菓子、地酒などの中から一つを選んでいただき、それに寄附額に応じて野菜、そうめん、民芸品などを加えてお送りしていましたが、今年度から寄附額に応じ個別に品物と数量を選択できるようにしたほか、米につきましては金額に応じた量の米を数回に分けてお届けする定期便のメニューを新設しております。

新たな返礼品につきましては、若手職員によるプロジェクトチームを結成し検討を重ねており、8月からは提供事業者との協議を経て、冷凍の三春グルメを返礼品に追加してお

ります。また、このほか今年度中に返礼品の追加を予定しております。

なお、今年7月からは、PR効果と利便性を高めるため、ふるさと納税大手サイトの「さとふる」を利用しております。

4点目のお墓の管理サービスにつきましては、少子高齢化や新型コロナウイルス感染症などの社会背景から需要が見込まれるため、現在、実施に向け検討を進めているところであります。

今後も、ふるさと納税制度を通して地域振興と三春町の魅力発信に努めて参りたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

松村妙子議員。

○9番(松村妙子議員) ただいま答弁いただきました4点目についてなんですけれども、今年に入ってコロナウイルスの感染が拡大されて、社会背景からもこのお墓の管理サービスというのが実施に向けて検討を進めていくというようなことでありました。

そこで、参考までではあるんですが、2020年の8月4日の夕方の全国ニュースで、日本テレビ系列で帰省できない人に向けたものの自治体の取組みとして、福島市のふるさと納税、墓参り代理サービスが取り上げられていたということをお聞きいたしました。

ふるさと納税の金額的にすれば4万4,000円以上寄附した方を対象に、ご本人に代わってお墓の石碑をきれいにしたり、草むしりやお花、またはお線香などを上げてお祈りするとか、作業が終わると依頼者の元には写真付きの報告書が届けられるということでありました。

福島市のほうに確認したところ、2件の利用というか申込みがあったということをお聞きいたしました。こういうことも参考にさせていただきながら取り組んで検討していただければと思います。

また、最初の1点目についてなんですけれども、納税実績について、多額の本当に皆さんからの納税をいただいているということが分かりました。また、この件数についても年々増加傾向にあるということで大変喜ばしいことだと思います。

しかしながら、福島県内の市町村の中の納税実績を見ますと、三春町は43位ということでもあります。人口が多いとか少ないとか、そういうことではないかなと思います。町の部門で見ますと、町というのは県内で31町あるわけなんですけれども、その中で見ますと三春町は21番目ということでもあります。

こういうことから関しましても、一番最初にこの納税の意義についてお話をさせていただきましたが、この3点目の自治体間の競争が促進されるということもあります。良い意味での競争をしていくことによって、それが大事な成長につながると思いますが、その点に関してはいかがでしょうか。お尋ねいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐藤副町長。

○副町長 松村議員のご質問にお答えいたします。

まずは1点目のお墓の管理サービスにつきましては、議員ご指摘のとおり福島市でも取り組みがされているところですが、県内では田村市もやっているようです。三春においてですが、シルバー人材センターで既にお墓の管理サービスを実施されておりますので、そちらのほうをふるさと納税と連携ができないかということで、現在、調整を進めているところです。

二つ目の実績につきましては、県内で43位、あと町村の部では21番目ということで、な

かなか上位ではないというか、県内のほかの市町村と比べて厳しい状況ではあります。ご指摘のとおりだと思います。

それで、ふるさと納税の金額を増やしていくためには、寄附していただける方にしっかり届くように広報というのか大事なというふうに思っています。さらに、魅力的な返礼品というのが大事になってくると思っていますので、今年度から若手職員によるプロジェクトチームを立ち上げまして、広報の担当者であったりとか、ふるさと納税担当者、それから産業課の職員、それから女性の視点なんかも入れながらいろいろと検討を進めておりまして、今後、返礼品を追加しながら実績を上げていければというふうに考えております。

以上になります。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○9番(松村妙子議員) 第2の質問に入らせていただきます。

行政手続のデジタル化によるオンライン申請の推進について。9月に発足した菅内閣の目玉政策の一つが、言うまでもなく行政デジタル化を推し進めるデジタル庁の創設に伴う本格的なデジタル化による変革への転換です。

ICTやデータの活用は先進諸国に大きく水をあけられていて、特に遅れが目立つのは行政デジタル化だと指摘されております。パソコンやスマートフォンからオンラインで完結できる行政手続は全国平均で僅か7%程度との報道もあります。

我が町におきましても、国に歩調を合わせて行政手続のオンライン化の推進を、大事なことは今からでも取り組める、可能な限りオンライン化を進めるべきだと感じております。

国が主導するのを待ってシステムも統一、標準化されてから、その後に我が町の対応を検討しようというのではなく、住民サービス向上、行政の効率化のため、現状の制度、システムを活用できることから進んで実行することが重要だと考えます。

そこで、今からすぐにでも実現可能な行政手続のオンライン化、それはマイナンバーカードを活用した「マイナポータル・ぴったりサービス」のフル活用であります。これには自治体レベルで新たなシステム構築などの必要はありません。

そこで、2点について質問をさせていただきます。

1点目、マイナンバーカードを活用した「マイナポータル・ぴったりサービス」の活用メニューの中から何を活用しているのか。また、今後、検討している項目があるのでしょうか。あるとすれば具体的にお尋ねいたします。

2点目、「マイナポータル・ぴったりサービス」を活用できていないとすれば、その理由を明確にし、今後の取組みについてお尋ねいたします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 第2の質問にお答えいたします。

1点目のマイナンバーカードを活用した「マイナポータル・ぴったりサービス」の活用につきましては、三春町では、子育ての分野において児童手当認定請求や保育施設の利用申請など15種類の手続をぴったりサービスからできる環境を整備しております。

今後につきましては、国の制度拡充の状況や利用者の要望などを踏まえ検討して参りたいと考えております。

2点目の活用についてであります。先ほど申し上げました電子申請については現在まで

に実績はありませんが、今年度実施した特別定額給付金の申請では140件が電子申請によって手続されました。

電子申請については、マイナンバーカードによる申請の際にパソコンでは専用のカードリーダー、スマートフォンであればマイナンバーカード読み取り対応の機種が必要であり、手続に複雑な印象を持たれたことが実績につながらなかったものと思われます。

このたびの特別定額給付金の手続により、マイナンバーカードの活用と手続の利便性が、一定程度、認識されたものと思われますので、引き続き、ぴったりサービスで電子申請が行える手続の内容やカードリーダーやスマートフォンの使用について周知を行い、ぴったりサービスの活用を促進して参ります。

○議長 質問があればこれを許します。

松村妙子議員。

○9番(松村妙子議員) この「マイナポータル・ぴったりサービス」というのは、国で指定する手続、15項目についてということですが、例えば、児童クラブの入会申請、または子ども医療費受給者証の交付申請、また児童扶養手当等、町の判断でオンライン申請はできないのかお尋ねいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 町としては、町独自の手続についても、今後、積極的に取り組んでいきたいと思えます。その際、システムの導入、あとは費用の調達、そういった課題はございますが、全体的には積極的に導入して、職員の負担軽減と、あとは皆さんの利便性の向上を図っていくと、そういった基本的な考えで今後も進めて参ります。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 以上で、9番松村妙子議員の質問を終結します。

ここで休憩に入ります。開会は11時10分といたします。

……………・・ 休 憩 ……………

(休憩 午前11時00分)

<休 憩>

(再開 午前11時10分)

……………・・ 再 開 ……………

○議長 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を開きます。

12番橋本善一郎議員、質問席に登壇願います。

質問を許します。

○12番(橋本善一郎議員) 議長の許可を得ましたので、さきに通告いたしました新庁舎の活用について、質問させていただきます。その前に、皆さん、こんにちは。

では、始まります。ごめんなさい。新庁舎の活用についてなんですけども、まもなく新しい庁舎が完成される見込みとなり、庁舎には町民の方々も関心を持たれている方が多いと思います。特に、1階の多目的スペースと2階のさくらホールには、今までになかった新しい空間ができると聞いています。そこで、このスペースの活用について、何点が質問をさせていただきます。

1点目は、1階目の多目的スペースと2階目のさくらホールをどのように活用していくの

か、お伺いいたします。また、2点目として、町には障害者施設があるわけですが、そこで制作されている作品もあるわけですが、障害者支援の観点からもこのような作品の展示、販売するコーナーがあってもよいのではないかと考えますが、町の考えをお伺いいたします。

3点目として、高齢化が進む中で、独り暮らしの方の増加が見込まれます。このような方々の憩いの場としての提供は考えてあるのか、お伺いいたします。

以上です。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 1点目であります。新庁舎を拠点としたまちづくりを推進するため、多くの町民が集うことができる町民の交流スペースとして、1階に多目的スペース、2階にさくらホールを整備します。1階多目的スペースは、町からの情報発信の場としての利用や、各種団体などの展示発表、研修会などに活用していきたいと考えております。2階さくらホールは、来庁時に町民の皆さんが気軽に立ち寄り、懇談、打合せなどができる談話スペース、学生などの自主学習スペースなどに活用していきたいと考えております。

2点目であります。1階多目的スペースには流しコーナーを設置し、2階さくらホールには給湯室を併設していることから、多種多様な利用が可能と考えております。このことから、障害のある方々の社会参加と自立の促進に資することを目的とした、作品の展示や販売コーナーの設置などについても、今後、関係者の皆さんと協議を進めて参ります。

3点目であります。高齢者に限らず、あらゆる世代の方々にも新庁舎を憩いの場所としてご利用いただきたいと考えております。なお、夜間や休日などの役場閉庁時も、1階多目的スペースや2階さくらホールを町民に開放して、中心市街地のにぎわい創出に努めて参ります。

○議長 質問があれば、これを許します。

橋本善一郎議員。

○12番(橋本善一郎議員) ただいまの発言の中で、夜間や休日などの役場閉庁時も1階多目的スペースや2階さくらホールを町民に開放して、中心市街地のにぎわい創出に努めて参りますという答弁があったわけなんですけれども、それから土曜日、日曜日の開園に関しまして、どのようにして中に入っている人たちの安全を守っていくのか、お伺いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 夜間や休日の警備体制であります。今申し上げた多目的ホール、さくらホールに限らず、新庁舎が建設された後は、現在と同じように警備員を配置して参ります。巡回や施設の管理を行っていくと、そういった予定でございます。また、機械警備システムがございません。したがって、皆さんがご利用できるスペースと本来の事務スペース、執務スペースは構造的に完全に分離されております。そして、執務スペースの出入りには職員によるICカードを持たせますので、そういった出退の管理も厳しくして参ります。そういったことで、セキュリティを図っていくと、管理を図っていくということを考えてございます。

あとは、新庁舎の屋内外には、防犯カメラを設置することを予定してございます。このことによりまして、犯罪防止や不審者の侵入などを未然に防いで参りたいというふうに考えております。いずれにしても、休日夜間、町民の皆さんが安全にご利用できるように、引き続き環境の整備に努めて参ります。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 以上で、12番橋本善一郎議員の質問を終結します。

○議長 15番影山初吉議員、質問席に登壇願います。

質問を許します。

○15番(影山初吉議員) さきに通告しておきました1件について、質問をいたします。新型コロナウイルス感染症緊急経済対策基金について、伺います。三春町は、新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的とした事業に充てるため、5月臨時会で三春町新型コロナウイルス感染症緊急経済対策基金を設置しました。また、6月定例会では、三春町議会議員の報酬の特例に関する条例の制定、また町長の給与の特例に関する条例の制定について、両削減案を可決いたしました。

そこで、次の2点について、質問をいたします。1点目。基金への寄附金の総額について。新型コロナウイルス感染症緊急経済対策寄附金、ふるさと三春町応援給付金、新型コロナウイルス感染症対策分です。それと議員報酬削減分、議会視察研修中止費用分、議員個人研修参加費助成費分、町長給与削減分の基金の総額はいくらになっておりますか、伺います。

2点目ですが、基金活用支援事業についてであります。基金を基に感染拡大防止や町民生活、地域経済活動への支援など、今後どのような支援事業に取り組むのか、お伺いをいたします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策基金は、三春町民の生活や地域の経済活動などを守る資金を確保するために制定いたしました。10月末現在で、寄附の総額は47件で、369万400円となっております。内訳としましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策寄附金が38件で324万5,400円、ふるさと三春応援寄附金、新型コロナウイルス感染症対策分が9件で44万5,000円であります。

また、これらの寄附金以外に、議員報酬削減分221万5,000円、議会視察研修中止費用分149万3,000円、議員個人研修参加助成費分32万円、町長給与削減分124万2,000円の、計527万円の削減額分を加えた基金への積立総額は、1億5,460万円となっております。これらにつきましては、新型コロナウイルス感染症対策事業費総額4億9,829万円の約31%の財源として、活用させていただきました。

2点目の質問についてですが、町では、これまで臨時会による補正予算の編成を2回行い、国の新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金のほか、議員報酬などの削減分や寄附金、財政調整基金を財源として、新型コロナウイルス感染症の拡大防止、町民生活や地域経済活動の支援を目的とした様々な事業を実施して参りました。国や県でも様々な対策が実施されており、国では追加の経済対策として第3次補正予算の編成作業も行われている状況となっております。

今後の対策についてですが、国や県の動向を注視しつつ、町民生活の支援として、検査体制や感染者差別に関する相談体制の充実などの取組みを進めていきたいと考えております。また、地域経済活動の支援として、来年1月下旬までを期限として実施いたしましたプレミアム商品券事業が大変好評だったことから、国のGoToキャンペーンなどの期間を踏まえ、新たなプレミアム商品券事業の実施に向け、財源や効果的な実施時期などについて、商工会

などと協議検討を進めて参りたいと考えております。

○議長 質問があれば、これを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 以上で、15番影山初吉議員の質問を終結します。

…………… 散 会 宣 言 ……………

○議長 これにて、一般質問を終結します。

以上で、本日の日程は全て終了しましたので、散会します。ご苦労さまでした。

(午前11時25分)

令和2年12月7日（月曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

2番 橋本善次	3番 井上 聡	4番 新田信二
5番 山崎ふじ子	6番 鈴木利一	7番 佐藤一八
8番 三瓶文博	9番 松村妙子	10番 篠崎 聡
11番 佐久間正俊	12番 橋本善一郎	13番 影山常光
14番 陰山丈夫	15番 影山初吉	16番 佐藤 弘

2 欠席議員は次のとおりである。

1番 本田忠良

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長 佐久間 孝夫 書記 橋本 和宜

4 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	坂本浩之
副町長	佐藤知憲

総務課長	伊藤 朗	財務課長	菊田誠子
住民課長	遠藤信行	企画政策課長	宮本久功
税務課長	荒井公秀	保健福祉課長	佐久間美代子
子育て支援課長	影山清夫	産業課長	永山 晋
建設課長	新野恭朗	会計管理者兼 会計室長	安部良明
企業局長	村田浩憲		

教育長	添田直彦	教育次長兼 教育課長	本間 徹
生涯学習課長	藤井 康		

農業委員会会長	松崎正夫
---------	------

代表監査委員	村上 弘
--------	------

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 令和2年12月7日（月曜日） 午後2時00分開会

- 第1 諸般の報告
- 第2 付託陳情事件の委員長報告並びに審査
- 第3 付託議案の委員長報告
- 第4 議案の審議

議案第70号 三春町議会議員及び三春町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

- 議案第 7 1 号 三春町一時預かり事業に関する条例の制定について
- 議案第 7 2 号 三春町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 3 号 三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 4 号 三春町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 5 号 三春町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 6 号 三春町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 7 号 令和 2 年度三春町一般会計補正予算（第 5 号）について
- 議案第 7 8 号 令和 2 年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 7 9 号 令和 2 年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 8 0 号 令和 2 年度三春町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 8 1 号 令和 2 年度三春町病院事業会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 8 2 号 令和 2 年度三春町下水道事業等会計補正予算（第 1 号）について

《議員提出議案》

- 発議第 1 4 号 町長の専決事項の指定についての議決について
- 発議第 1 5 号 国の制度として「20人程度学級」を展望した少人数学級の実現を要望する意見書の提出について

6 会議次第は次のとおりである。

（開会 午後 2 時 0 0 分）

○議長 ご苦労様です。会議に先立ち、1 番本田忠良議員より、体調不良により本日の本会議を欠席する旨の届け出がありましたので、報告します。

ただいま出席している議員は 15 名であります。したがって、地方自治法第 113 条に規定する定足数に達しており、会議は成立しました。

…………… 開 会 宣 言 ……………

○議長 それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

…………… 諸 般 の 報 告 ……………

○議長 日程第 1、諸般の報告をします。地方自治法第 121 条第 1 項の規定に基づき、本日の執行側からの出席者は配付してある届出の写しのとおりであり、議場の席次については、配付してある議場席次図のとおりであります。

…………… 付託陳情事件の委員長報告及び審査 ……………

○議長 日程第 2 により、付託陳情事件の委員長報告及び審査を行います。

付託陳情事件の委員長報告を求めます。陳情事件第 5 号「国の制度として『20人程度学級』を展望した少人数学級の実現を要望する意見書の提出を求める陳情書」について。

文教厚生常任委員会委員長。

○文教厚生常任委員長 文教厚生常任委員会が本定例会において付託を受けた陳情事件について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、審査については、12月3日、第3委員会室において開会いたしました。

陳情第 5 号「国の制度として『20人程度学級』を展望した少人数学級の実現を要望する意見書の提出を求める陳情書」

陳情者 田村市船引町東部台 1-137

福島県教職員組合田村支部 支部長 仲澤市雄

本陳情は、次の事項を内容とする意見書の提出を求めるものであります。

陳情事項

国の制度として少人数学級施策とされることにより、自治体間格差がなく教育の機会均等が保障される。国の責任において「20人学級」を展望した少人数学級の実現と教職員定数改善を行うことについて、国の関係機関に意見書を提出すること。

以上について、教育課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、本陳情については、全員一致、採択すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします。

○議長 ただいまの委員長報告に質疑があれば、これを許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。以上で討論を終結します。

陳情事件第5号「国の制度として『20人程度学級』を展望した少人数学級の実現を要望する意見書の提出を求める陳情書」について、採決します。

○議長 お諮りいたします。本陳情は、ただいまの委員長報告のとおり、採択することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、陳情第5号は委員長報告のとおり、採択することに決定しました。

…………… 付託議案の委員長報告 ……………

○議長 日程第3により、付託議案の委員長報告を求めます。

総務常任委員会委員長。

○総務常任委員長 総務常任委員会が本定例会において付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は12月1日に日程設定を行い、12月3日、4日及び7日の4日間、第1委員会室において開会いたしました。

議案第70号 三春町議会議員及び三春町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

議案第72号 三春町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

以上、2案について、総務課長等の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第71号 三春町一時預かり事業に関する条例の制定について

子育て支援課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、利用の事前登録の手続きを規則に明確に定めることの見解を付して、可決すべきものと決しました。

議案第77号 令和2年度三春町一般会計補正予算(第5号)について

財務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会の報告といたします。

○議長 経済建設常任委員会委員長。

○経済建設常任委員長 経済建設常任委員会が本定例会において、付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は12月1日に日程設定を行い、12月3日、4日及び7日の4日間、第4委員会室において開会し、12月3日には現地調査も行いました。

議案第76号 三春町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

建設課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第77号 令和2年度三春町一般会計補正予算（第5号）について

建設課長及び産業課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第82号 令和2年度三春町下水道事業等会計補正予算（第1号）について

企業局長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、経済建設常任委員会の報告といたします。

○議長 文教厚生常任委員会委員長。

○文教厚生常任委員長 文教厚生常任委員会が本定例会において付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は、12月1日に日程設定を行い、12月3日、4日及び7日の4日間、第3委員会室において開会いたしました。

議案第73号 三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第74号 三春町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第75号 三春町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第78号 令和2年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第79号 令和2年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

議案第80号 令和2年度三春町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第81号 令和2年度三春町病院事業会計補正予算（第3号）について

以上7案について保健福祉課長の出席を求め、詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第77号 令和2年度三春町一般会計補正予算（第5号）について

教育課長、保健福祉課長、住民課長、生涯学習課長及び子育て支援課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします。

○議長 なお、議員提出議案発議第14号につきましては、委員会に付託せず、全員協議会で審査を行いましたので申し添えます。

…………… 議案の審議 ……………

○議長 日程第4により、議案の審議を行います。

議案第70号「三春町議会議員及び三春町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第70号を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第71号「三春町一時預かり事業に関する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第71号を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第72号「三春町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第72号を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第73号「三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第73号を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第74号「三春町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第74号を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第75号「三春町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第75号を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第76号「三春町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第76号を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第77号「令和2年度三春町一般会計補正予算（第5号）について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第77号を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第78号「令和2年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第78号を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第79号「令和2年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第79号を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第80号「令和2年度三春町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第80号を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第81号「令和2年度三春町病院事業会計補正予算(第3号)について」を議題とします。

資本的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第81号を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第82号「令和2年度三春町下水道事業等会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

資本的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第82号を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

発議第14号「町長の専決事項の指定についての議決について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、発議第14号を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長 お諮りいたします。

ただいま、文教厚生常任委員会委員長より発議第15号「国の制度として『20人程度学級』を展望した少人数学級の実現を要望する意見書の提出について」が、提出されました。

この際、日程に追加して議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、発議第15号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

議案書を配付いたしますので、少々お待ち願います。

(議案書 配布)

○議長 配布漏れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長 発議第15号「国の制度として『20人程度学級』を展望した少人数学級の実現を要望する意見書の提出について」を議題とします。趣旨説明を求めます。

文教厚生常任委員会委員長。

○文教厚生常任委員長 発議第15号「国の制度として『20人程度学級』を展望した少人数学級の実現を要望する意見書の提出について」。

地方自治法第99条の規定により、「国の制度として『20人程度学級』を展望した少人数学級の実現を要望する意見書」を、別紙のとおり関係機関に提出するものとする。

令和2年12月7日提出

提出者 三春町議会文教厚生常任委員会委員長 松村妙子

意見書の内容並びに提出先等につきましては、お手元に配布いたしました意見書のとおりであります。

令和2年12月7日 三春町議会議長 佐藤弘

以上、提出するものであります。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長 ただいまの説明に対する質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、発議第15号を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

ただいま、総務・経済建設・文教厚生各常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長より、所管に係る事項について、会議規則第71条の規定により、閉会中の審査・調査について、別紙のとおり申し出がありましたので、閉会中の審査・調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長申し出のとおり、所管に係る事項について、閉会中の審査・調査に付することに決定しました。

○議長 ただいま、広報広聴特別委員会委員長より、所管に係る事項について、会議規則第71条の規定により、閉会中の審査・調査について、別紙のとおり申し出がありましたので、閉会中の審査・調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、広報広聴特別委員会委員長申し出のとおり、所管に係る事項について、閉会中の審査・調査に付することに決定しました。

……………町長挨拶……………

○議長 本定例会の会議に付された事件はすべて終了いたしました。

ここで町長より発言があれば、これを許します。

坂本町長。

○町長 ただいまは、全議案可決いただきまして、誠にありがとうございました。

先ほど議会よりいただきました意見につきましては、今後の一時預かり事業立ち上げとその継続に十分反映させて参ります。

さて、新型コロナウイルス感染の第3波に見舞われている中、今年も暮れようとしております。さまざまな経験を生かし、柔軟な適応力を持って本格的なポストコロナとなるであろう令和3年を迎えたいと存じます。

これからますます寒さが厳しくなって参ります。どうぞご自愛の上、新年を迎えていただきたいと存じます。誠にありがとうございました。

……………閉会宣言……………

○議長 これもって、令和2年12月三春町議会定例会を閉会します。ご苦労様でした。

(閉会 午後2時28分)

上記、会議の経過を記載して相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年12月7日

福島県田村郡三春町議会

議 長 佐藤 弘

署名議員 橋本 善一郎

署名議員 影山 常光

議案審議結果一覧表

議案番号	件名	採決	議決の状況
議案第 70 号	三春町議会議員及び三春町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 71 号	三春町一時預かり事業に関する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 72 号	三春町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 73 号	三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 74 号	三春町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 75 号	三春町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 76 号	三春町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 77 号	令和 2 年度三春町一般会計補正予算（第 5 号）について	全 員	原案可決
議案第 78 号	令和 2 年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について	全 員	原案可決
議案第 79 号	令和 2 年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について	全 員	原案可決
議案第 80 号	令和 2 年度三春町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について	全 員	原案可決
議案第 81 号	令和 2 年度三春町病院事業会計補正予算（第 3 号）について	全 員	原案可決
議案第 82 号	令和 2 年度三春町下水道事業等会計補正予算（第 1 号）について	全 員	原案可決
発議第 14 号	町長の専決事項の指定についての議決について	全 員	原案可決
発議第 15 号 （追加議案）	国の制度として「20人程度学級」を展望した少人数学級の実現を要望する意見書の提出について	全 員	原案可決